

後見制度支援預金

この預金は成年後見制度をご利用されているお客さまの資産を適切に管理するための預金です。

口座開設・払い戻し・解約等のお手続きについて家庭裁判所からの指示書に基づいて行われるため、安全にご本人(被成年後見人)さまのご預金を保全することができます。

口座開設にあたりましては成年後見人さまが必要書類をご持参のうえお取引店までご来店いただきますようお願いいたします。

後見制度支援預金とは

- 成年後見制度を利用されている方のうち、家庭裁判所の指示があったお客さまが利用する預金です。
- 口座開設や払い戻し、解約等の手続きには家庭裁判所の許可が必要となります。
- 「定額自動送金サービス(*1)」をお申し込みいただくことにより、定期的に「後見制度支援預金」から「生活資金用口座(*2)」へ資金を振り替えることが可能です。

(*1) 定額自動送金サービスのお申し込み、内容変更、解約には家庭裁判所の許可が必要になります。

(*2) 後見制度支援預金と同一名義の当行口座に限ります。

後見制度支援預金 開設イメージ



後見制度支援預金開設時に
ご用意いただくもの

- ・家庭裁判所発行の指示書(原本)
- ・ご印鑑(後見人)
- ・本人確認資料(後見人)

※新規に成年後見制度のお取引をはじめるお客さまは、別途お手続きが必要になります。

後見制度支援預金

(2024 年 6 月 28 日現在)

商品名	●後見制度支援預金	
ご利用いただける方	●家庭裁判所より後見制度支援預金契約締結の指示書を交付されたお客さま ※「補助」「保佐」「任意後見」ご利用のお客さまは対象外	
預金種類	●普通預金 または 普通預金【決済専用無利息型】	
期間	●期間の定めはありません。	
預け入れ	預入方法	●随時お預け入れいただけますが、初回のみ家庭裁判所の指示書が必要になります。
	預入金額	●1 円以上 1 円単位
払戻方法	●指示書で認められている場合に限り、お取引店で払い戻しいたします。	
利息	適用利率	●市場金利の動向等により随時見直し、毎日の店頭表示の利率を適用します(変動金利)。 ※決済専用無利息型をご利用の場合お利息は付きません。
	利払方法	●毎年 2 月と 8 月の第 3 土曜日の翌銀行窓口営業日に口座にご入金いたします。 ※決済専用無利息型をご利用の場合は対象外です。
	計算方法 (円未満切捨)	●毎月の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算 ※決済専用無利息型をご利用の場合は対象外です。
	税金	●20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) ※復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日 までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)となります。
手数料	●口座開設手数料:16,500 円(消費税込) ※後見制度支援預金を開設の際、当該口座から一括で引き落とします。	
付加できる特約事項	●指示書での指示がある場合に限り、定額自動送金サービスを申し込むことが可能です。	
解約時の取り扱い	●随時解約いただくことは可能ですが、別途家庭裁判所の指示書が必要になります。 ※特定の事情がある場合、家庭裁判所の指示書によらず当行で解約を実施する場合 もあります。	
金利情報の入手方法	●お取引店にご照会ください。	
預金保険制度	●定額保護の対象となります。 ●預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。	
当行が契約している 指定紛争解決機関	●一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 受付時間/月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)	
制約事項	●「指示書」の有無によらず、以下のお取引は不可 ・キャッシュカードの発行 ・本預金附帯の各種カードの申し込み ・三菱UFJダイレクトの申し込み ・Eco 通帳の申し込み ・照合表口等の無通帳口座の申し込み ・印鑑レス口座の申し込み ・本預金からの各種料金等の自動支払	
その他	●通帳にご記帳いただいていない明細が、3 月(または 9 月)末時点で 10 件以上あり、 5 月(または 11 月)の第 3 土曜日の前日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の 明細を合計して記帳させていただきます。	



■商品に関するお問い合わせ

最寄りの支店またはお取引店にお問い合わせください。

<受付時間/月～金曜日 9:00～17:00> (祝日・12/31～1/3 等を除く)